

郡山市健康相談実施要領

平成13年4月1日制定

平成18年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所地域保健課]

1 目的

健康増進法に基づき、生活習慣病の予防、健康増進等に資するため必要な指導及び助言を行い市民一人ひとりの健康についての認識と自覚を高める。

2 対象者

市内に住所を有する40歳から64歳までの方。

3 実施内容

実施内容は、次に掲げるものとする。

(1) 総合健康相談

対象者の心身の健康に関する一般的な事項について個別に指導、助言を行う。

担当者は、栄養士、保健師、学識経験者とする。

(2) 重点健康相談

重点的にテーマを設定して行う。相談の種類は6種類とする。

①高血圧健康相談 ②脂質異常症健康相談 ③糖尿病健康相談

④歯周疾患健康相談 ⑤骨粗鬆症健康相談 ⑥病態別健康相談

担当者は、栄養士、保健師、学識経験者等とする。

4 料金

無料

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。